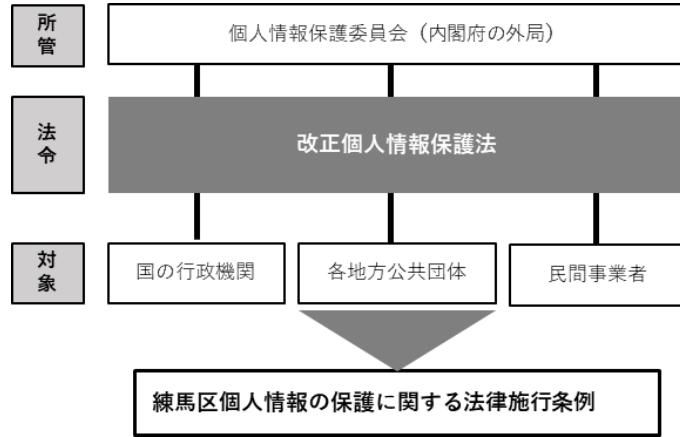


練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例の概要

- 令和3年5月、「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、国・地方公共団体・民間事業者における個人情報に関する法体系が一本化された。
- 令和5年4月から、法の規定が区にも直接適用されることに伴い、練馬区個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）を廃止し、新たに法の施行に当たっての必要な事項を定めた練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」という。）を制定する。



- 法の規定に基づき各地方公共団体が条例で規定する(できる)以下の項目のうち、「**開示請求における手数料**」「**開示請求等の手続（開示決定等の期限）**」「**審議会の設置・諮問**」の3項目について、条例に規定する。

< 法の規定に基づき各地方公共団体が条例で規定する(できる)事項 >

条例で定めることが法律上必要な事項	開示請求における手数料
必要に応じて条例で定めることとされる事項	行政機関等匿名加工情報の提供に係る提案募集制度に関する事項
	条例要配慮個人情報
条例で定めることが妨げられるものではない事項	開示等請求における不開示情報の範囲
	個人情報取扱事務登録簿
	開示請求等の手続（開示決定等の期限）
	審議会の設置・諮問

- 今後は、法および条例のほか、国から示されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関編）」および「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け）」をもとに個人情報保護制度を運用していく。

第1条 趣旨

この条例は法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 用語

条例で使用する用語は法で使用する用語の例による。

第3条 開示請求に係る手数料等〔条例で定めることが法律上必要な事項〕

開示請求に係る手数料の額は無料とする。
ただし、写しの作成および送付に要する費用については、請求者の負担とする。

第4～7条 開示決定等の期限〔条例で定めることが妨げられるものではない事項〕

- 開示、訂正、利用停止決定等は請求のあった日から15日以内に行う（補正に要した日数は期間に算入しない）。〔第4条第1項、第6条第1項、第7条第1項〕
- 開示、訂正、利用停止決定等にあたり、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、15日以内に限り、延長することができる。〔第4条第2項、第6条第2項、第7条第2項〕
- 保有個人情報が著しく大量であるため、30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、相当の部分について、30日以内に開示決定等をし、残りの部分については相当の期間内に開示決定を行うこととする。この場合には当該規定を適用する旨および理由、残りの部分の開示決定等の期限を請求者に書面で通知しなければならない。〔第5条〕

請求の種類	開示決定等の期限	
開示請求 〔第4条・第5条〕	請求のあった日から15日以内	15日以内に限り延長可 相当の期間内
訂正請求 〔第6条〕	請求のあった日から15日以内	15日以内に限り延長可 ※ 訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等を行う。 (法95条)
利用停止請求 〔第7条〕	請求のあった日から15日以内	15日以内に限り延長可 ※ 利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等を行う。 (法103条)

第8条 審議会への諮問〔条例で定めることが妨げられるものではない事項〕

区長は、この条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合その他の個人情報の保護に関する制度の運営に関する重要な事項を定める場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

第9条 委任

この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

付則

- 施行期日は令和5年4月1日とする。
- この条例の施行に合わせ、練馬区個人情報保護条例（平成12年練馬区条例第79号）は廃止する。
- 条例の施行後も旧条例に規定する実施機関の職員等に対する旧条例に基づく個人情報の守秘義務については、従前の例による。
- 条例の施行前に請求がされた自己情報の開示、訂正、削除および目的外利用等の中止については、従前の例による。
- 条例の施行後に、旧条例適用職員等が正当な理由なく、旧条例に規定する個人情報の提供等を行った場合には、旧条例と同様の罰則を科することとする。
- 旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、旧条例の失効後も、なお従前の例による。